

国民健康保険料賦課限度額の改正について

1 目的

国民健康保険料の上限額となる賦課限度額を引き上げる政令の改正に合わせて本市の条例を改正するものです。

賦課限度額の引き上げを行うことで、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中間所得者層の保険料引き上げ抑制を図ることができます。

2 概要

令和4年度における賦課限度額について政令の基準どおり基礎賦課分を65万円に、後期高齢者支援金等分を20万円に改正します。

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計(①+②+③)
現行	63万円	19万円	17万円	99万円
改正	65万円	20万円	17万円	102万円
引上額	+2万円	+1万円	—	+3万円

3 影響

対象世帯数…約760世帯（見込み）

保険料影響額…約1,800万円増加（見込み）

4 今後の予定

本運営協議会の答申を受けた後、明石市議会に明石市国民健康保険条例改正案を提案する予定です。